

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
内閣府	地方創生支援事業費補助金(地方創生カレッジ事業)	公益財団法人日本生産性本部	4011005003009	313,593,000	一般会計	地方創生支援事業費補助金	平成31年4月1日	公財	国認定	提案の公募を行い、採択に当たっては、第三者委員が過半を占める選定委員会による厳正な審査を行っており、特定の相手方を採択するものではない。	有
内閣府	令和元年度企業主導型保育事業費補助金	公益財団法人児童育成協会	4011005000220	45,012,619,000	年金特別会計	仕事・子育て両立支援事業費補助金	令和1年5月14日	公財	国認定	本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを推進することで、保育所持機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、不可欠である。補助金交付先は、公募の上、外部有識者を過半数以上とした「企業主導型保育事業評価検討委員会」において事業を適切に遂行できるものと評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり、妥当である。 なお、令和元年度以降の交付先については、公募により令和2年3月にあらためて選定したところである。	有
内閣府	補地方創生支援事業費補助金(地方創生カレッジ事業)	公益財団法人日本生産性本部	4011005003009	99,000,000	一般会計	地方創生支援事業費補助金	令和1年5月15日	公財	国認定	提案の公募を行い、採択に当たっては、第三者委員が過半を占める選定委員会による厳正な審査を行っており、特定の相手方を採択するものではない。	有
内閣府	令和元年度企業主導型保育事業費補助金	公益財団法人児童育成協会	4011005000220	78,422,414,000	年金特別会計	仕事・子育て両立支援事業費補助金	令和1年7月25日	公財	国認定	本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを推進することで、保育所持機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、不可欠である。補助金交付先は、公募の上、外部有識者を過半数以上とした「企業主導型保育事業評価検討委員会」において事業を適切に遂行できるものと評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり、妥当である。 なお、令和元年度以降の交付先については、公募により令和2年3月にあらためて選定したところである。	有
内閣府	企業主導型ベビーシッター利用者支援事業費補助金	公益社団法人全国保育サービス協会	7011105005331	368,506,000	年金特別会計	仕事・子育て両立支援事業費補助金	令和1年8月2日	公社	国認定	本事業は、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成することにより、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、必要不可欠である。本事業の交付先を選定する際には、公募を行い、外部有識者を過半数以上とした評価検討委員会において事業を適切に遂行できるものを評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり妥当である。	有
内閣府	令和元年度企業主導型保育事業費補助金	公益財団法人児童育成協会	4011005000220	6,463,547,000	年金特別会計	仕事・子育て両立支援事業費補助金	令和1年11月25日	公財	国認定	本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを推進することで、保育所持機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、不可欠である。補助金交付先は、公募の上、外部有識者を過半数以上とした「企業主導型保育事業評価検討委員会」において事業を適切に遂行できるものと評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり、妥当である。 なお、令和元年度以降の交付先については、公募により令和2年3月にあらためて選定したところである。	有
内閣府	平成31年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災4月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	684,400,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年1月23日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成31年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災5月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	612,100,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年1月23日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成31年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災6月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	637,700,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年1月23日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(11月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	316,875,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年1月24日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(11月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	23,875,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年1月24日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(8月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	465,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年1月24日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度企業主導型保育事業費補助金	公益財団法人児童育成協会	4011005000220	66,190,967,000	年金特別会計	仕事・子育て両立支援事業費補助金	令和2年2月5日	公財	国認定	本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを推進することで、保育所持機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、不可欠である。補助金交付先は、公募の上、外部有識者を過半数以上とした「企業主導型保育事業評価検討委員会」において事業を適切に遂行できるものと評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり、妥当である。なお、令和元年度以降の交付先については、公募により令和2年3月にあらためて選定したところである。	有
内閣府	平成31年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災12月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	180,000,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月16日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成31年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災12月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	195,800,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月16日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成31年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災1月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	271,900,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月16日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(1月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	10,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月17日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(1月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	203,437,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月17日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(1月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	876,875,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月17日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(12月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	14,062,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月17日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(12月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	195,187,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月17日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(12月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	571,312,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月17日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	企業主導型ベビーシッター利用者支援事業費補助金	公益社団法人全国保育サービス協会	7011105005331	412,109,000	年金特別会計	仕事・子育て両立支援事業費補助金	令和2年3月24日	公社	国認定	本事業は、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成することにより、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、必要不可欠である。本事業の交付先を選定する際には、公募を行い、外部有識者を過半数以上とした評価検討委員会において事業を適切に遂行できるものを評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり妥当である。	有

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額(円)	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
内閣府	令和元年度企業主導型保育事業費補助金	公益財団法人児童育成協会	4011005000220	41,945,353,000	年金特別会計	仕事・子育て両立支援事業費補助金	令和2年3月24日	公財	国認定	本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスを推進することで、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているものであり、不可欠である。補助金交付先は、公募の上、外部有識者を過半数以上とした「企業主導型保育事業評価検討委員会」において事業を適切に遂行できるものと評価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり、妥当である。 なお、令和元年度以降の交付先については、公募により令和2年3月にあらためて選定したところである。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(2月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	150,250,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(2月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	13,500,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(2月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	929,437,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(3月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	168,187,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	令和元年度被災者生活再建支援金補助金(3月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	729,312,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成31年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災12月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	368,100,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成31年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災1月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	328,300,000	東日本大震災復興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	令和2年3月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。